

(別紙1)

令和8年度「香川県人権・同和問題講演会」Web放映開催業務
仕 様 書

1 講演会の内容

(1) 実施方法

本講演会は、Webを用いて開催する。講演内容は事前に収録しておき、事前に受講登録をした受講者に対して、Web放映を行う。

(2) 登録・申込開始

令和8年7月27日(月)

(3) Webでの放映期間(期間中は時間を問わず視聴可能とする)

令和8年8月1日(土)から8月31日(月)までの連続する31日間

(4) 登録・申込者数

2,500名程度(企業関係者、教育関係者、行政職員など)

(5) プログラム

① 講演の趣旨説明 5分

② 第1部:同和問題に関する講演(講師1名) 60分程度

③ 第2部:同和問題以外の人権課題に関する講演(講師1名) 60分程度

④ アンケートへの回答

(6) その他

パソコン操作に不慣れな方からの相談等に対応するため、令和8年7月27日(月)から令和8年8月31日(月)まで、本事業のための事務局を設置し、担当者1名以上を配置すること。

2 委託期間

契約締結日から令和8年10月31日(土)まで

3 委託業務の内容

別紙1-2「委託業務の内容」のとおり。

4 費用負担

① 県が直接支出するもの

第1部の講師(1名)への謝金及び旅費

② 受託者が負担するもの

本業務実施に必要となる費用のうち上記「① 県が直接支出するもの」を除く全ての費用

5 業務完了後の提出書類

委託業務が完了したときは、速やかに事業実績報告書、映像記録媒体等を提出すること。

6 再委託等の禁止

業務の全部又は一部(主たる部分)について原則として第三者に再委託をしてはいけません。ただし、受託者は、業務の一部(主たる部分を除く。)を第三者に委任し、又は請け負わせよう

とするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所、再委託を行う業務の範囲、契約金額、再委託の必要性その他甲が必要とする事項を記載した書面を甲に提出し、承諾を得たときは、この限りではありません。再委託の内容を変更しようとするときも同様とします。

7 著作権等

当業務の遂行により生じた著作権は、すべて県に帰属するものとします。

第三者が権利を有する著作権(写真、音楽等)を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関しての費用の負担を含む一切の手続を受託者において行ってください。

8 守秘義務

受託者は、業務を遂行するにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために利用したりできません。また、委託期間終了後も同様とします。

9 情報セキュリティ

別紙1-3「情報セキュリティ要件一覧」の各項目を遵守すること。

10 業務の継続が困難となった場合の対応

不測の事態のために事業の中止を検討せざるを得ない場合は、県の判断に従ってください。事業を中止した場合は、それまでに発生した経費について、県と受託者とで協議を行い、協議の整った経費について県から支払うものとします。

11 その他

(1) 個人情報の保護

当業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律など関係法令を遵守し、個人情報が外部に漏れることのないようシステム（ルール）を整えてください。

(2) 法令等の遵守

- ① 当業務の実施に当たっては、障害者差別解消法を踏まえた合理的配慮の提供をしてください。
- ② 雇用者及び使用者として、労働関係法令等を遵守してください。

(3) 環境への配慮

当業務の実施に際し、その目的、趣旨を損なわない範囲で、環境への負荷をできるだけ低減するよう努めてください。

(4) 当業務に付帯するその他の業務

本仕様書に記載のない事項については、県と受託者がその都度協議し決定するものとします。